

1. 保険料（税）の減免について

- 1 病気休業や赤字経営などの理由により前年の所得がなかった場合なども、今回の減免措置の対象とすることは可能か。

（答）

保険者の個別の判断により、被保険者の個々の事情に応じて保険料（税）減免を行うことも可能である。

※ ただし、上記のように、保険者の個別の判断により保険料減免を行った場合には、財政支援の対象とはならない。

- 2 雑所得で確定申告しているフリーランス等について、所得の実態を精査し、事業収入等と同様とみなすことができた場合、今回の減免措置を適用することは可能か。なお、税務署は税額に変更がない場合は修正申告を受け付けていない。

（答）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への保険料（税）減免の財政支援の基準において、

- ・ 雑所得については、金額が少額で臨時的な所得が含まれており、事業所得や給与所得のような恒常的な所得と比較し、内容を判別することが困難であること
- ・ 多くの減免対象者が見込まれる中で、各自治体において個々の世帯の収入減少等の状況を適切かつ迅速に審査し、減免の決定を行う必要があること

から、東日本大震災における対応等と同様の減収要件としている。

なお、例示のような保険者の個別の判断により、被保険者の個々の事情に応じて保険料（税）減免を行うことも可能である。

※ただし、財政支援の対象外。

- 3 徳島県が厚労省への照会結果をもとに7月22日に発出した事務連絡では、減収の見込みの計算について「減免時点で受領済みである事業収入のうち、その期間で一番低い月の事業収入等を12倍して年間の収入額を見込む方法は、減免申請時点と合致しないことから、過小見込みにあたる可能性があることにご留意いただきたい」とある。しかし、6月16日の参議院厚生労働委員会での倉林明子議員の質問に対し、厚労省の濱谷保険局長は、過小の見込みをした場合は財政支援の対象外になる見解を示しているが、徳島県が事務連絡で示した留意点に対する評価はいかがか。厚労省として、1ヶ月の12倍としての計算は過小申告であり、財政支援の対象外になりうるとする見解をもっているか。その見解を自治体に対して示した通知等はあるのか。

(答)

減免の要件である収入の減少を証明する書類等については、当省からの通知やQ A等でお示ししているとおりであり、これも踏まえ、一定の合理性を担保しつつ各保険者において、適切に判断いただきたいと考えている。

- 4 新規開業者や事業承継者などを減免措置の対象にすることは可能か。

(答)

保険者の個別の判断により、被保険者の個々の事情に応じて保険料減免を行う事も可能である。

※ ただし、財政支援の対象外。

- 5 自発的失業者について、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞とそれに伴う解雇や休業、再就職難も起きている現状を踏まえ、減免を受けることは可能か。

令和2年5月11日厚労省国保課発のQ&Aの問2-3において「直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や昨年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等）を除き、国の

財政支援の対象から除外するものではない」との回答は、自発的失業者の減免を対象としているか。

(答)

当省からお示ししている通知やQ A等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していると保険者が適切に判断した場合には、財政支援の対象になるものと考えている。

6 3割以上の減収の見込みで減免を行った後、結果として3割減少になっていなかった場合、減免の取り消しや追納を行うと予告している自治体がある。

6月16日の参議院厚生労働委員会における日本共産党の倉林明子議員の質問に対し、国は結果として3割減少になっていなくても財政支援を行う旨を回答している。自治体に減免の取消しや追納を求めないよう、国から指導などできないか。

(答)

減免要件である事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、3割以上の減収見込みで判断することとして差し支えないこととしている。

こうした考え方については、令和2年5月11日付事務連絡等を通して保険者へ周知しているところ。

7 減免申請期限を、国の減免措置の対象期間である令和3年3月31日より早く限定している自治体や、減免措置の対象期間であるにも関わらず申請前の期間については減免を行わないとしている自治体がある。対象期間である令和3年3月31日まで申請を受けさせることは可能か。被保険者間の公平を図るため、当該自治体に改善させる指導などはできないか。

(答)

減免申請期限については、各保険者において実務上の観点を踏まえて、判断いただいているところ。

8 「主たる生計維持者」を世帯主に限ることで、減免が受けられない事例がある。自治体が主たる生計維持者について、実際に世帯主に限定せずに実情に応じて判断し減免を行った場合、自治体は財政支援上の不利益を受けるか。

(答)

世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その者が「主たる生計維持者」となり得るが、その場合には国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主の変更を行うことが考えられる。

ただし、世帯主の変更を直ちに行うことができない特別な事情がある場合には、迅速な支援の観点から当該変更を行わずに保険料を減免することとして差支えなく、財政支援の対象となる。

9 自治体や国保組合の判断で各種給付金を事業収入等の計算に含める例があるが、問題ないと思うか。

(答)

当省からお示ししている令和2年5月11日付事務連絡において、「国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないこととする。」と示しており、これを踏まえて各保険者において適切に判断していただきたいと考えている。

10 今回の国保料の減免対象を応能割分のみとするなど、範囲を限定している自治体が見受けられる。また、納期限が過ぎた分を減免の対象外としている自治体もある。被保険者間の公正を図るためにも、当該自治体に改善を求めることはできないか。

(答)

当省からお示ししている通知やQ A等を踏まえて、各保険者において保険料（税）の減免を実施していただくことになるが、その取扱いについては、各保険者において適切に判断していただきたいと考えている。

1 1 今回の減免措置について、窓口申請書類がない、あるいはホームページでさえ告知をしていない自治体がある。国として、さらに周知を図ることはできないか。

(答)

当省からお示ししている通知やQ A等において、本減免に係る財政支援を行う旨の通知を各保険者宛てに周知しているところであり、これを踏まえ減免の申請事務手続き等の案内についても、各保険者において適切に行っていただきたいと考えている。

1 2 国保とあわせて後期高齢者医療制度および介護保険でも保険料減免の財政措置が取られているが、別制度のために申請が各々となっており、被保険者は申請書作成などが煩雑になっている。

一度の申請(ワンストップ)で3保険の減免ができる簡素化は図れないか。

(答)

減免の申請方法については、各保険者においてご検討いただきたいと考えている。

1 3 減免の申請で提出する減収の見込みの計算について、前年同月の実績、見込みでの「必要経費」まで求めている例がある。国として簡素化を指導することはできないか。

(答)

事業収入等の減少を証明する書類については、令和2年5月11日付事務連絡において、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ、保険者においてご判断いただく旨、お示しをしているところ。

これを踏まえ、各保険者において適切に判断していただきたいと考えている。

2. 傷病手当金について

1. 傷病手当金の財政支援の適用期間延長について

(答)

「国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について（令和2年8月17日付事務連絡）」にて、令和2年10月1日から同年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とする旨、お示ししている。

2. フリーランスへの拡大について

(答)

国民健康保険には、様々な就業・生活形態の方が加入しているが、フリーランス等は、被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況が多様であることから、所得補填として妥当な支給額の算出が難しいなどの課題が大きいものと認識している。

なお、保険者において、国の財政支援を得ずに被用者以外にも支給することは可能である。

(保険局国民健康保険課)